

えるものに限るものとし、同号及び前号に掲げる連結法人を除く。)

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

二 同 上

一 省 略

二 特定外国関係会社 次に掲げる外國関係会社をいう。

イ 次のいずれにも該当しない外國関係会社

(1) その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場
その他の固定施設を有している外國関係会社（これらを有している外國関係会社と同様の状況にあるものとして政令で定める外國関係会社を含む。）

(2) その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（以下この項、第六項及び第八項において「本店所在地国」という。）においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行つている外國関係会社（これらを自ら行つている外國関係会社と同様の状況にあるものとして政令で定める外國関係会社を含む。）

ロ その総資産の額として政令で定める金額（ロにおいて「総資産額」という。）に対する第六項第一号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合（第六号中「外國関係会社（特定外國関係会社に該当するものを除く。）」とあるのを「外國関係会社」として同号及び第七号の規定を適用した場合に外國金融子会社等に該当することとなる外國関係会社にあつては、総資産額に対する第八項第一号に掲げる金額に相当する金額又は同項第二号から第四号までに掲げる金額に相当する金額の合計額のうちいづれか多い金額の割合）が百分の三十を超える外國関係会社（総資産額に対する有価証券（法人税法第二条第二十一号に規定する有価証券をいう。第六項において同じ。）、貸付金その他政令で定める資産の額の合計額として政令で定める金額の割合が百分の五十を超える外國関係会社に限る。）

八 第六十六条の六第二項第二号ハに掲げる外國関係会社

三 対象外國関係会社 次に掲げる要件のいずれかに該当しない外國関係会社（特定外國関係会社に該当するものを除く。）をいう。

イ 株式等若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これ

2 同 上

一 同 上

らの権利に関する使用権を含む。) 若しくは著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるもの)を含む。)の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするもの(株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社のうち当該外国関係会社が他の法人の事業活動の総合的な管理及び調整を通じてその収益性の向上に資する業務として政令で定めるもの(口において「統括業務」という。)を行ふ場合における当該他の法人として政令で定めるものの株式等の保有を行うものとして政令で定めるもの(口において「事業持株会社」という。)並びに航空機の貸付けを主たる事業とする外國関係会社のうちその役員(法人税法第二条第五号に規定する役員をいう。第七号及び第六項において同じ。)又は使用人がその本店所在地国において航空機の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していることその他の政令で定める要件を満たすものを除く。)でないこと。

ハ その本店所在地国においてその主たる事業(事業持株会社にあつては、統括業務。ハにおいて同じ。)を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有していること(これらをしていることと同様の状況にあるものとして政令で定める状況にすることを含む。)並びにその本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行つていること(これらを自ら行つていることと同様の状況にあるものとして政令で定める状況にあることを含む。)のいずれにも該当すること。

ハ 各事業年度においてその行う主たる事業が次に掲げる事業のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める場合に該当すること。

- (1) 割売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業、航空運送業又は物品販貸業(航空機の貸付けを主たる事業とするものに限る。) その事業を主として当該外国関係会社に係る第四条の四第一項各号に掲げる居住者、当該外国関係会社に係る第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人、当該外国関係会社に係る前項各号に掲げる連結法人その他これらの者に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行つている場合として政令で定める場合
- (2) (1)に掲げる事業以外の事業 その事業を主としてその本店所在

地国（当該本店所在地国に係る水域で第六十六条の六第二項第三号ハ(2)に規定する政令で定めるものを含む。）において行つてゐる場合として政令で定める場合

四 適用対象金額 特定外国関係会社又は対象外国関係会社の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額（以下この号において「基準所得金額」という。）を基礎として、政令で定めるところにより、当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額及び当該基準所得金額に係る税額に関する調整を加えた金額をいう。

五 実質支配関係 第六十六条の六第二項第五号に規定する実質支配関係をいう。

六 部分対象外国関係会社 第三号イからハまでに掲げる要件の全てに該当する外国関係会社（特定外国関係会社に該当するものを除く。）をいう。

七 外国金融子会社等 その本店所在地国の法令に準拠して銀行業、金融商品取引業（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業と同種類の業務に限る。）又は保険業を行う部分対象外国関係会社でその本店所在地国においてその役員又は使用人がこれらの事業を的確に遂行するため通常必要と認められる業務の全てに從事しているもの及びこれに準ずるものとして政令で定める部分対象外国関係会社をいう。

3 国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、連結法人に係る外国関係会社が前項第二号イ(1)又は(2)に該当するかどうかを判定するために必要があるときは、当該連結法人に対し、期間を定めて、当該外国関係会社が同号イ(1)又は(2)に該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他

二 適用対象金額 特定外國子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額（以下この号において「基準所得金額」という。）を基礎として、政令で定めるところにより、当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額及び当該基準所得金額に係る税額に関する調整を加えた金額をいう。

三 直接及び間接保有の株式等の数 第六十六条の六第二項第三号に規定する直接及び間接保有の株式等の数をいう。

四 直接及び間接保有の議決権の数 第六十六条の六第二項第四号に規定する直接及び間接保有の議決権の数をいう。

五 直接及び間接保有の請求権に基づく剰余金の配当等の額 第六十六条の六第二項第五号に規定する直接及び間接保有の請求権に基づく剰余金の配当等の額をいう。

六 同族株主グループ 第六十六条の六第二項第六号に規定する同族株主グループをいう。

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる連結法人に係る特定外國子会社等で、特定事業（第六十六条の六第三項に規定する特定事業をいう。次項において同じ。）を主たる事業とするもの（株式等の保有を主たる事業とする特定外國子会社等のうち、当該特定外國子会社等が他の法人の事業活動の総合的な管理及び調整を通じてその収益性の向上に資する業務を行ふ場合における当該他の法人として政令で定めるものの株式等の保

の資料の提示又は提出がないときは、同項（同号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、当該外国関係会社は同号イ(1)又は(2)に該当しないものと推定する。

有を行うものとして政令で定めるもの（以下この項において「事業持株会社」という。）を除く。）以外のものが、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業（事業持株会社にあつては、統括業務とする。以下この項において同じ。）を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し（これらを有してする場合と同様の状況にある場合として政令で定める場合を含む。）、かつてその事業の管理、支配及び運営を自ら行つている（これらを自ら行つてある場合と同様の状況にある場合として政令で定める場合を含む。）ものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象金額については、適用しない。

一 卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業又は航空運送業 その事業を主として当該特定外国子会社等に係る第六条の四第一項各号に掲げる居住者、当該特定外国子会社等に係る第六条の六第一項各号に掲げる内国法人、当該特定外国子会社等に係る第一項各号に掲げる連結法人その他これらの者に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行つてある場合として政令で定める場合

二 前号に掲げる事業以外の事業 その事業を主として本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（当該国又は地域に係る水域で第六十六条の六第三項第二号に規定する政令で定めるものを含む。）において行つてある場合として政令で定める場合

4

国税庁の当該職員、連結親法人の納稅地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、連結法人に係る外国関係会社が第二項第三号イからハまでに掲げる要件に該当するかどうかを判定するために必要があるときは、当該連結法人に対し、期間を定めて、当該外国関係会社が同号イからハまでに掲げる要件に該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、同項（同号又は第六号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該外国関係会社は同項第三号イからハまでに掲げる要件に該当しない

ものと推定する。

5

第一項の規定は、同項各号に掲げる連結法人に係る次の各号に掲げる外国関係会社につき当該各号に定める場合に該当する事実があるときは、当該各号に掲げる外国関係会社のその該当する事業年度に係る適用対象金額については、適用しない。

一 特定外国関係会社 特定外国関係会社の各事業年度の租税負担割合（外国関係会社の各事業年度の所得に対する課される租税の額の当該所得の金額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。次号、第十項及び第十一項において同じ。）が百分の三十以上である場合

二 対象外国関係会社 対象外国関係会社の各事業年度の租税負担割合が百分の二十以上である場合

6 第一項各号に掲げる連結法人に係る部分対象外国関係会社（外国金融子会社等に該当するものを除く。以下この項及び次項において同じ。）が、平成二十二年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額（以下この項において「特定所得の金額」という。）を有する場合には、当該各事業年度の特定所得の金額に係る部分適用対象金額のうちその連結法人が直接及び間接に有する当該部分対象外国関係会社の株式等の数又は金額につきその請求権の内容を勘査した数又は金額並びにその連結法人と当該部分対象外国関係会社との間の実質支配関係の状況を勘査して政令で定めるところにより計算した金額（次条及び第六十八条の九十二において「個別部分課税対象金額」という。）に相当する金額は、その連結法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了日の翌日から二月を経過する日を含むその連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 剰余金の配当等（第一項第一号ロに規定する剰余金の配当等をいい、法人税法第二十三条第一項第二号に規定する金額の分配を含む。以下この号及び第十一号イにおいて同じ。）の額（次に掲げる法人から受ける剰余金の配当等の額（当該法人の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額として政令で定める

4

第一項各号に掲げる連結法人に係る特定外国子会社等が、平成二十二年四月一日以後に開始する各事業年度において前項の規定により第一項の規定を適用しない適用対象金額を有する場合において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額（第一号から第五号までに掲げる金額について「特定外国子会社等が行う事業（特定事業を除く。）の性質上重要な部分適用対象金額」）を有するときは、当該各事業年度の特定所得の金額（次項において「部分適用対象金額」という。）は、当該特定外国子会社等が行う事業（特定事業を除く。）の性質上重要な部分適用対象金額（次項において「部分適用対象金額」という。）を有するところの業務から生じたものを除く。以下この項において「特定所得の金額」という。）を有するときは、当該各事業年度の特定所得の金額の合計額（次項において「部分適用対象金額」という。）のうちその連結法人の有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権の内容を勘査して政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該各事業年度に係る個別課税対象金額に相当する金額を超えるときは、当該相当する金額。次条及び第六十八条の九十二において「個別部分課税対象金額」という。）に相当する金額は、その連結法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了日の翌日から二月を経過する日を含むその連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 剰余金の配当等の額（法人税法第二十三条第一項第二号に掲げる金額を含むものとし、当該特定外国子会社等の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式又は出資（その有する自己の株式等を除く。第四号において「発行済株式等」という。）の総数又は総額のうち占める割合が、当該剰余金の配当等の額の支払に係る効力が生

剰余金の配当等の額を除く。) を除く。以下この号において同じ。) の合計額から当該剰余金の配当等の額を得るために直接要した費用の額の合計額及び当該剰余金の配当等の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

イ 当該部分対象外国関係会社の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が百分の二十五以上であることその他の政令で定める要件に該当する場合における当該他の法人(口に掲げる外国法人を除く。)

ロ 当該部分対象外国関係会社の有する他の外国法人(原油、石油ガス、可燃性天然ガス又は石炭(口において「化石燃料」という。)を採取する事業(自ら採取した化石燃料に密接に関連する事業を含む。)を主たる事業とする外国法人のうち政令で定めるものに限る。)の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が百分の十以上であることその他の政令で定める要件に該当する場合における当該他の外国法人

二 受取利子等(その支払を受ける利子(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この号において同じ。)をいう。以下この号及び第十一号ロにおいて同じ。)の額(その行う事業に係る業務の通常の過程において生ずる預金又は貯金(所得税法第二条第一項第十号に規定する政令で定めるものに相当するものを含む。)の利子の額、金銭の貸付けを主たる事業とする部分対象外国関係会社(金銭の貸付けを業として行うことにつきその本店所在地国の法令の規定によりその本店所在地国において免許又は登録その他これらに類する処分を受けているものに限る。)でその本店所在地国においてその役員又は使用者がその行う金銭の貸付けの事業を的確に遂行するためには通常必要と認められる業務の全てに従事しているものが行う金銭の貸付けに係る利子の額その他政令で定める利子の額を除く。以下この号において同じ。)の合計額から当該受取利子等の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

三 有価証券の貸付けによる対価の額の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

四 有価証券の譲渡に係る対価の額(当該部分対象外国関係会社の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額

する日(当該剰余金の配当等の額の支払が同法第二十四条第一項各号に掲げる事由に基づくものである場合には、政令で定める日)において、百分の十に満たない場合における当該他の法人から受けるものに限る。以下この号において同じ。)の合計額から当該剰余金の配当等の額を得るために直接要した費用の額の合計額及び当該剰余金の配当等の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

二 債券の利子の額の合計額から当該利子の額を得るために直接要した費用の額の合計額及び当該利子の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

三 債券の償還金額(買入消却が行われる場合には、その買入金額)がその取得価額を超える場合におけるその差益の額の合計額から当該差益の額を得るために直接要した費用の額の合計額及び当該差益の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

のうちに占める割合が、当該譲渡の直前において、百分の二十五以上である場合における当該他の法人の株式等の譲渡に係る対価の額を除く。以下この号において同じ。) の合計額から当該有価証券の譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を減算した金額

五 デリバティブ取引（法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引をいう。以下この号及び第十一号ホにおいて同じ。）に

係る利益の額又は損失の額として財務省令で定めるところにより計算した金額（同法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引として財務省令で定めるデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額、その本店所在地国の法令に準拠して商品先物取引法第二条第二十二項各号に掲げる行為に相当する行為を業として行う部分対象外国関係会社（その本店所在地国においてその役員又は使用人がその行う当該行為に係る事業を的確に遂行するためには通常必要と認められる業務の全てに従事しているものに限る。）が行う財務省令で定めるデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額その他財務省令で定めるデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額を除く。）

六 その行う取引又はその有する資産若しくは負債につき外国為替の売買相場の変動に伴つて生ずる利益の額又は損失の額として財務省令で定めるところにより計算した金額（その行う事業（政令で定める取引を行ふ事業を除く。）に係る業務の通常の過程において生ずる利益の額又は損失の額を除く。）

七 前各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額（これらに類する利益の額又は損失の額を含む。）を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額（当該各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額及び法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つた取引として財務省令で定める取引に係る利益の額又は損失の額を除く。）

八 固定資産（政令で定めるものを除く。以下この号及び第十一号チにおいて同じ。）の貸付けによる対価の額（主としてその本店所在地

国子会社等の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が、当該譲渡の直前において、百分の十に満たない場合における当該他の法人の株式等の譲渡に係る対価の額に限る。以下この号において同じ。) の合計額から当該株式等の譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

五 債券の譲渡に係る対価の額の合計額から当該債券の譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

六 特許権等（第六十六条の六第四項第六号に規定する特許権等をいう。以下この号において同じ。）の使用料（当該特定外国子会社等が自ら行つた研究開発の成果に係る特許権等の使用料その他の政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該使用料を得るために直接要した費用の額（当該特定外国子会社等が有する特許権等に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。）の合計額を控除した残額

七 船舶又は航空機の貸付けによる対価の額の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額（当該特定外国子会社等が有する当該船舶又は航空機に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。）の合計額を控除した残額

において使用に供される固定資産（不動産及び不動産の上に存する権利を除く。）の貸付けによる対価の額、その本店所在地国にある不動産及び不動産の上に存する権利の貸付けによる対価の額並びにその本店所在地国においてその役員又は使用人が固定資産の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していくことその他の政令で定める要件に該当する部分対象外国関係会社が行う固定資産の貸付けによる対価の額を除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額（その有する固定資産に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。）の合計額を控除した残額

九 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）又は著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるもの）を含む。（以下この項において「無形資産等」という。）の使用料（自ら行つた研究開発の成果に係る無形資産等の使用料その他の政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該使用料を得るために直接要した費用の額（その有する無形資産等に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。）の合計額を控除した残額

十 無形資産等の譲渡に係る対価の額（自ら行つた研究開発の成果に係る無形資産等の譲渡に係る対価の額その他他の政令で定める対価の額を除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該無形資産等の譲渡に係る原価の額の合計額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を減算した金額

十一 イから又までに掲げる金額がないものとした場合の当該部分対象外国関係会社の各事業年度の所得の金額として政令で定める金額から当該各事業年度に係るルに掲げる金額を控除した残額

イ 支払を受ける剰余金の配当等の額

ロ 受取利子等の額

ハ 有価証券の貸付けによる対価の額

二 有価証券の譲渡による対価の額の合計額から当該有価証券の譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額を減算した金額

ホ デリバティブル取引に係る利益の額又は損失の額として財務省令で定めるところにより計算した金額

ヘ その行う取引又はその有する資産若しくは負債につき外国為替の売買相場の変動に伴つて生ずる利益の額又は損失の額として財務省令で定めるところにより計算した金額

ト 第一号から第六号までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額（これらに類する利益の額又は損失の額を含む。）を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額（当該各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額を除く。）

チ 固定資産の貸付けによる対価の額
リ 支払を受ける無形資産等の使用料

ヌ 無形資産等の譲渡に係る対価の額の合計額から当該無形資産等の譲渡に係る原価の額の合計額を減算した金額

ル 総資産の額として政令で定める金額に人件費その他の政令で定める費用の額を加算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額
前項に規定する部分適用対象金額とは、部分対象外国関係会社の各事業年度の同項第一号から第三号まで、第八号、第九号及び第十一号に掲げる金額の合計額と、当該各事業年度の同項第四号から第七号まで及び第十号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零）を基礎として当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた同項第四号から第七号まで及び第十号に掲げる金額の合計額が零を下回る部分の金額につき政令で定めるところにより調整を加えた金額とを合計した金額をいう。

8 第一項各号に掲げる連結法人に係る部分対象外国関係会社（外国金融子会社等に該当するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）が、平成二十二年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額（以下この項において「特定所得の金額」という。）を有する場合には、当該各事業年度の特定所得の金額に係る金融子会社等部分適用対象金額のうちその連結法人が直接及び間接に有する当該部分対象外国関係会社の株式等の数又は金額につきその請求権の内容を勘査した数又は金額並びにその連結法人と当該部分対象外国関係会社との間の実質支配関係の状況を勘査して政令で定めるところに

より計算した金額（次条及び第六十八条の九十二において「個別金融子会社等部分課税対象金額」という。）に相当する金額は、その連結法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含むその連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 一の連結法人によつてその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている部分対象外国関係会社で政令で定める要件を満たすもの（その純資産につき剰余金その他にに関する調整を加えた金額として政令で定める金額（以下この号において「親会社等資本持分相当額」という。）の総資産の額として政令で定める金額に対する割合が百分の七十を超えるものに限る。）の親会社等資本持分相当額がその本店所在地国の法令に基づき下回ることができない資本の額を勘案して政令で定める金額を超える場合におけるその超える部分に相当する資本に係る利益の額として政令で定めるところにより計算した金額

二 部分対象外国関係会社について第六項第八号の規定に準じて計算した場合に算出される同号に掲げる金額に相当する金額

三 部分対象外国関係会社について第六項第九号の規定に準じて計算した場合に算出される同号に掲げる金額に相当する金額

四 部分対象外国関係会社について第六項第十号の規定に準じて計算した場合に算出される同号に掲げる金額に相当する金額

五 部分対象外国関係会社について第六項第十一号の規定に準じて計算した場合に算出される同号に掲げる金額に相当する金額

前項に規定する金融子会社等部分適用対象金額とは、部分対象外国關係会社の各事業年度の次に掲げる金額のうちいづれか多い金額をいう。

一 前項第一号に掲げる金額

二 前項第二号、第三号及び第五号に掲げる金額の合計額と、同項第四号に掲げる金額（当該金額が零を下回る場合には、零）を基礎として

当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた同号に掲げる金額が零を下回る部分の金額につき政令で定めるところにより調整を加えた金額とを合計した金額

10 第六項及び第八項の規定は、第一項各号に掲げる連結法人に係る部分対象外国関係会社につき次のいづれかに該当する事実がある場合には、当該部分対象外国関係会社のその該当する事業年度に係る部分適用対象

5 前項の規定は、第一項各号に掲げる連結法人に係る特定外国子会社等につき次のいづれかに該当する事実がある場合には、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る部分適用対象金額については、適用

金額（第七項に規定する部分適用対象金額をいう。以下この項において同じ。）又は金融子会社等部分適用対象金額（前項に規定する金融子会社等部分適用対象金額をいう。以下この項において同じ。）については、適用しない。

しない。

各事業年度の租税負担割合が百分の二十以上であること。

各事業年度における部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額が二千万円以下であること。

各事業年度の決算に基づく所得の金額に相当する金額として政令で定める金額のうちに当該各事業年度における部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額の占める割合が百分の五以下であること。

第一項各号に掲げる連結法人に係る連結親法人は、当該連結法人に係る次に掲げる外国関係会社の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む各連結事業年度の法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に添付しなければならない。

一 当該各事業年度の租税負担割合が百分の二十未満である外国関係会社（特定外国関係会社を除く。）
二 当該各事業年度の租税負担割合が百分の三十未満である特定外国関係会社

各事業年度における部分適用対象金額に係る収入金額として政令で定める金額が千万円以下であること。

各事業年度の決算に基づく所得の金額に相当する金額として政令で定める金額のうちに当該各事業年度における部分適用対象金額の占める割合が百分の五以下であること。

第一項各号に掲げる連結法人に係る連結親法人は、当該連結法人に係る特定外國子会社等の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む各連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項及び第八項において同じ。）に添付しなければならない。

7|

第三項又は第五項の規定は、連結確定申告書にこれらの規定の適用がある旨を記載した書面を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料（次項において「資料等」という。）を連結法人又は当該連結法人に係る連結親法人が保存している場合に限り、適用する。

8|

税務署長は、前項の書面の添付がない連結確定申告書の提出があり、又は同項の資料等の保存がなかつた場合においても、その添付又は保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書面及び資料等の提出があつた場合に限り、第三項又は第五項の規定を適用することができる。

特定外國子会社等が統括業務を行うものとして政令で定めるものに該当することにより、当該特定外國子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象金額につき第三項の規定の適用を受ける場合における第七項

の規定の適用については、同項中「書面」とあるのは「書面（統括業務の内容その他の財務省令で定める事項を記載した書類を含む。次項において同じ。）」と、「資料（）とあるのは「資料（統括業務に係る書類として財務省令で定めるものを含む。）とする。

連結法人が外国信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十四項に規定する外国投資信託のうち第六十八条の三の三第一項に規定する特定投資信託に類するものをいう。以下この項において同じ。）の受益権を直接又は間接に保有する場合には、当該外国信託の受託者は、当該外国信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。）及び固有資産等（外国信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この条（第三項及び前三項を除く。）から第六十八条の九十三までの規定を適用す

連結法人が外国信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する外国投資信託のうち第六十八条の三の三第一項に規定する特定投資信託に類するものをいう。以下この項において同じ。）の受益権を直接又は間接に有する場合（当該連結法人に係る第六十六条の六第二項第一号ロに掲げる外国法人を通じて間接に有する場合を含む。）及び当該外国信託との間に実質支配関係がある場合には、当該外国信託の受託者は、当該外国信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。）及び固有資産等（外国信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この条から第六十八条の九十三までの規定を適用する。

13|
省略

第六十八条の九十一 前条第一項各号に掲げる連結法人が、同項又は同条第六項若しくは第八項の規定の適用を受ける場合には、当該連結法人に係る外国関係会社（同条第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。以下この項、第三項、第四項及び第六項において同じ。）の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち、当該外国関係会社の個別課税対象金額に対応するもの（当該個別課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額、当該外国関係会社の個別部分課税対象金額に対応するもの（当該個別部分課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額又は当該外国関係会社の個別金融子会社等部分課税対象金額に対応するもの（当該個別金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人が納付する個別控除対象外国法人税の額（同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。第三項において同じ。）とみなして、同法第

11
同上

第六十八条の九十一 前条第一項各号に掲げる連結法人が、同項又は同条第四項の規定の適用を受ける場合には、当該連結法人に係る特定外国子会社等の所得に對して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち、当該特定外国子会社等の個別課税対象金額に對応するもの（当該個別課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額又は当該特定外国子会社等の個別部分課税対象金額に對応するもの（当該個別部分課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人が納付する個別控除対象外国法人税の額（同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。第三項において同じ。）とみなして、同法第八十一条の十五（第十四項を除く。）及び地方法人税法第十二条の規定を適用する。この場合において、法人税法第八十一条の十五第八項中「外国法人税の額につき」とあるのは、「外国法人税の額（租税特別措置法第六十八条の九十一第一項（連結法人における特定外国子会社等の個別課税対象金額等に係る

八十一条の十五（第十四項を除く。）及び地方法人税法第十二条の規定を適用する。この場合において、法人税法第八十一条の十五第八項中「外国法人税の額につき」とあるのは、「外国法人税の額（租税特別措置法第六十八条の九十一第一項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）又は第六十六条の七第一項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）に規定する外國関係会社の所得に対するものとみなされる部分の金額を含む。以下この項において同じ。）につき」とする。

2 内国法人が、各事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）において、当該内国法人に係る第六十六条の六第二項第一号に規定する外國関係会社の同条第一項に規定する課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合、当該外國関係会社の同条第六項に規定する部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合又は当該外國関係会社の同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合において、その適用を受けた事業年度終了の日後に開始する各連結事業年度の期間において当該外國関係会社の所得に対して外国法人税が課されるとときは、当該外國関係会社の当該課税対象金額、当該部分課税対象金額又は当該金融子会社等部分課税対象金額は前項に規定する外國関係会社の個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額と、同号に規定する外國関係会社の所得に対して課される当該外國法人税の額は同項に規定する外國関係会社の所得に対して課される外國法人税の額とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

3 前条第一項各号に掲げる連結法人（前項の内国法人を含む。以下この項において同じ。）が、同条第一項の規定の適用に係る外國関係会社の個別課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けの場合、同条第六項の規定の適用に係る外國関係会社の個別部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けの場合又は同条第八項の規定の適用に係る外國関係会社の個別金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合において、第一項の規定により個別控除規定により法人税法第八十一条の十五第一項から第三項までの規定の適用を受けるときは、第一項の規定により個別控除

（外国税額の控除）又は第六十六条の七第一項（内国法人における特定外國子会社等の課税対象金額等に係る外国税額の控除）に規定する特定外國子会社等の所得に對して課される外國法人税の額のうちこれらの規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額を含む。以下この項において同じ。）につき」とする。

2 内国法人が、各事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）において、当該内国法人に係る第六十六条の六第一項に規定する特定外國子会社等の同項に規定する課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合又は当該特定外國子会社等の同条第四項に規定する部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合において、その適用を受けた事業年度終了の日後に開始する各連結事業年度の期間において当該特定外國子会社等の所得に對して外國法人税が課されるときは、当該特定外國子会社等の当該課税対象金額又は当該部分課税対象金額は前項に規定する特定外國子会社等の個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額と、同条第一項に規定する特定外國子会社等の所得に對して課される当該外國法人税の額は前項に規定する特定外國子会社等の所得に對して課される外國法人税の額とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

3 前条第一項各号に掲げる連結法人が、同項の規定の適用に係る特定外國子会社等の個別課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合又は同条第四項の規定の適用に係る特定外國子会社等の個別部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、第一項の規定により法人税法第八十一条の十五第一項から第三項までの規定の適用を受けるときは、第一項の規定により個別控除対象外國法人税の額とみなされた金額は、当該連結法人の政令で定める連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

みなされた金額は、当該連結法人の政令で定める連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4

前条第一項各号に掲げる連結法人が、同項又は同条第六項若しくは第八項の規定の適用を受ける場合には、当該連結法人に係る外国関係会社に対して課される所得税の額（附帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。以下この項において同じ。）の額を除く。）及び法人税の額（附帯税の額を除く。）（次項において「所得税等の額」という。）のうち、当該外国関係会社の個別課税対象金額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額、当該外国関係会社の個別金融子会社等部分課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額又は当該外国関係会社の個別金融子会社等部分課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額（第六項において「個別控除対象所得税額等相当額」という。）は、当該連結法人の政令で定める連結事業年度の連結所得に対する法人税の額（この項及び法人税法第八十一条の十四から第八十二条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の人税の額とし、附帯税の額を除く。）から控除する。

5

前項の規定は、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に同項の規定による控除の対象となる所得税等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

6

前条第一項各号に掲げる連結法人が、同項の規定の適用に係る外国関係会社の個別課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合、同条第六項の規定の適用に係る外国関係会社の個別部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合又は同条第八項の規定の適用に係る外国関係会社の個別金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、第四項の規定の適用を受けるときは、当該連結法人に係る外国関係会社に係る個別控除対象所得税額等相当額は、当該連結法人の政令で定める連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

7

第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二及

び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の九十一第四項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の九十一第四項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の九十一第四項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）」とあるのは「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の九十一第四項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）」の規定により控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の九十一第四項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の九十一第四項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）」と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の九十一第四項の規定により控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の十・三に相当する金額」と、「（同法」とあるのは「（法人税法」とする。

第六十八条の九十二 省 略

4 2・3 省 略

4 前三項に規定する特定個別課税対象金額とは、次に掲げる金額の合計額をいう。

一 外国法人に係る個別課税対象金額、個別部分課税対象金額又は個別金融子会社等部分課税対象金額で、連結法人が当該外国法人から剩余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度において第六十八条の九十第一項又は第四項の規定により当九十第一項、第六項又は第八項の規定により当該連結事業年度の連結法人が当該外国法人から剩余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度において第六十八条の九十第一項又は第四項の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、当該連結法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数（第六十六条の八第四項第一号に規定する直接保有の株式等の数をい

第六十八条の九十二 同 上

4 2・3 同 上

4 同 上

一 外国法人に係る個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額で、連結法人が当該外国法人から剩余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度において第六十八条の九十第一項又は第四項の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、当該連結法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数（第六十六条の八第四項第一号に規定する直接保有の株式等の数をい

項第一号に規定する直接保有の株式等の数をいう。次号、第六項及び第十一項において同じ。) 及び当該連結法人と当該外国法人との間の実質支配関係(第六十八条の九十第二項第五号に規定する実質支配関係をいう。次号及び第十一項第二号において同じ。) の状況を勘案して政令で定めるところにより計算した金額

二 外国法人に係る個別課税対象金額、個別部分課税対象金額又は個別金融子会社等部分課税対象金額で、連結法人が当該外国法人から剩余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度(以下この条において「前十年以内の各連結事業年度」という。)において第六十八条の九十第一項、第六項又は第八項の規定により前十年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、当該連結法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数及び当該連結法人と当該外国法人との間の実質支配関係の状況を勘案して政令で定めるところにより計算した金額(前十年以内の各連結事業年度において当該外国法人から受けた剩余金の配当等の額(前三項の規定の適用を受けていた部分の金額に限る。以下この号において同じ。)がある場合には、当該剩余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。以下この条において「個別課税済金額」という。)

6 5

省 略

連結法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(以下この項において「適格組織再編成」という。)により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人からその有する外国法人の直接保有の株式等の数の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該連結法人の当該適格組織再編成の日(当該適格組織再編成が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定日の翌日)を含む連結事業年度以後の各連結事業年度における第四項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ当該各号に定める金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人の前十年以内の各連結事業年度の個別課税済金額とみなす。

一 省 略

二 適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この号及び次項において「適

う。次号、第六項及び第十一項において同じ。)に対応する部分の金額として政令で定める金額

二 外国法人に係る個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額で、連結法人が当該外国法人から剩余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度(以下この条において「前十年以内の各連結事業年度」という。)において第六十八条の九十第一項又は第四項の規定により前十年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、当該連結法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数に相当する部分の金額として政令で定める金額(前十年以内の各連結事業年度において当該外国法人から受けた剩余金の配当等の額(前三項の規定の適用を受けた部分の金額に限る。以下この号において同じ。)がある場合には、当該剩余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。以下この条において「個別課税済金額」という。)

6 5

同 同 上

二 適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この号及び次項において「適

格分割等」という。) 当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は現物分配法人(同項において「分割法人等」という。)の分割等前十年内事業年度(適格分割等の日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度若しくは各事業年度又は適格分割等の日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度をいう。同項において同じ。)の個別課税済金額又は課税済金額のうち、当該適格分割等により当該連結法人が移転を受けた当該外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額

11 7
10 省略

11 前三項に規定する間接特定個別課税対象金額とは、次に掲げる金額のうちいづれか少ない金額をいう。

一 連結法人が外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む当該連結法人の連結事業年度(以下この項において「配当連結事業年度」という。)開始の日前二年以内に開始した各連結事業年度又は各事業年度(以下この号において「前二年以内の各連結事業年度等」という。)のうち最も古い連結事業年度又は事業年度開始の日から配当連結事業年度終了の日までの期間において、当該外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額(当該他の外国法人の第六十八条の九十一項、第六項若しくは第八項又は第六十六条の六第一項、第六項若しくは第八項の規定の適用に係る事業年度開始の日前に受けた剰余金の配当等の額として政令で定めるものを除く。)のうち、当該連結法人の有する当該法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額(前二年以内の各連結事業年度等において当該外国法人から受けた剰余金の配当等の額(前二年以内の各連結事業年度等における部分の金額に限る。以下この号において同じ。)がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。第十四項において「個別間接配当等」という。)

二 次に掲げる金額の合計額

イ 前号の他の外国法人に係る個別課税対象金額、個別部分課税対象

格分割等」という。) 当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は現物分配法人(次項において「分割法人等」という。)の分割等前十年内事業年度(適格分割等の日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度若しくは各事業年度又は適格分割等の日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度をいう。次項において同じ。)の個別課税済金額又は課税済金額のうち、当該適格分割等により当該連結法人が移転を受けた当該外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額

11 7
10 同上

一 連結法人が外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む当該連結法人の連結事業年度(以下この項において「配当連結事業年度」という。)開始の日前二年以内に開始した各連結事業年度又は各事業年度(以下この号において「前二年以内の各連結事業年度等」という。)のうち最も古い連結事業年度又は事業年度開始の日から配当連結事業年度終了の日までの期間において、当該外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額(当該他の外国法人の第六十八条の九十一項若しくは第四項又は第六十六条の六第一項若しくは第四項の規定の適用に係る事業年度開始の日前に受けた剰余金の配当等の額として政令で定めるものを除く。)のうち、当該連結法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額(前二年以内の各連結事業年度等において当該外国法人から受けた剰余金の配当等の額(前二年以内の各連結事業年度等における部分の金額に限る。以下この号において同じ。)がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。第十四項において「個別間接配当等」という。)

二 同上

イ 前号の他の外国法人に係る個別課税対象金額又は個別部分課税対象

金額又は個別金融子会社等部分課税対象金額で、配当連結事業年度において第六十八条の九十第一項、第六項又は第八項の規定により配当連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、同号の連結法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数（第六十六条の人第十一項第二号イに規定する間接保有の株式等の数をいう。口において同じ。）及び当該連結法人と当該他の外国法人との間の実質支配関係の状況を勘案して政令で定めることにより計算した金額

口 前号の他の外国法人に係る個別課税対象金額、個別部分課税対象金額又は個別金融子会社等部分課税対象金額で、配当連結事業年度開始の日前二年以内に開始した各連結事業年度（以下この号及び次項において「前二年以内の各連結事業年度」という。）において第六十八条の九十一項、第六項又は第八項の規定により前二年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、前号の連結法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数及び当該連結法人と当該他の外国法人との間の実質支配関係の状況を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（前二年以内の各連結事業年度において同号の外国法人から受けた剩余金の配当等の額（前三項の規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剩余金の配当等の額に相当する部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合は、当該剩余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。次項及び第十四項において「個別間接課税済金額」という。）

12 ↳ 15 省略

16 第一項若しくは第三項又は第八項若しくは第十項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項第二号中「限る。」とあるのは、「限る。」又は租税特別措置法第六十八条の九十二（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）」とするほか、連結利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

17 第二項前段又は第九項前段の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項第二号中「配当等の益金不算入。」とあるのは、「配当等の益金不算入。」（租税特別措

象金額で、配当連結事業年度において第六十八条の九十第一項又は第四項の規定により配当連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、同号の連結法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数（第六十六条の人第十一項第二号イに規定する間接保有の株式等の数をいう。口において同じ。）に応する部分の金額として政令で定める金額

口 前号の他の外国法人に係る個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額で、配当連結事業年度開始の日前二年以内に開始した各連結事業年度（以下この号及び次項において「前二年以内の各連結事業年度」という。）において第六十八条の九十一項又は第四項の規定により前二年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、前号の連結法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前二年以内の各連結事業年度において同号の外国法人から受けた剩余金の配当等の額（前三項の規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剩余金の配当等の額に相当する部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剩余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。次項及び第十四項において「個別間接課税済金額」という。）

12 ↳ 15 同上

16 第一項若しくは第三項又は第八項若しくは第十項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項第二号中「損金算入。」とあるのは、「損金算入。」又は租税特別措置法第六十八条の九十二（特定外國子会社等から受ける剩余金の配当等の益金不算入等）」とするほか、連結利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

17 第二項前段又は第九項前段の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項第二号中「配当等の益金不算入。」とあるのは、「配当等の益金不算入。」（租税特別措

置法第六十八条の九十二第二項前段又は第九項前段（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。」とするほか、連結利益積立金額の計算に関し必要な事項は政令で定める。

第二款 特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例

第六十八条の九十三の二 特殊関係株主等（特定株主等に該当する者並びにこれらとの者と政令で定める特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この款において同じ。）と特殊関係内国法人との間に特定関係（当該特殊関係株主等が当該特殊関係内国法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この項、第六項及び第八項において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の八十以上の数又は金額の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）を直接に有する関係として政令で定める関係をいう。）がある場合において、当該特殊関係株主等と特殊関係内国法人との間に発行済株式等の保有を通じて介在するものとして政令で定める外国法人（以下この条において「外国関係法人」という。）のうち、特定外国関係法人又は対象外國関係法人に該当するものが、平成十九年十月一日以後に開始する各事業年度において適用対象金額を有するときは、その適用対象金額のうち当該特殊関係株主等である連結法人の有する当該特定外国関係法人又は対象外國関係法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権（第六十六条の九の二第一項に規定する請求権をいう。第六項及び第八項において同じ。）の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（次条及び第六十八条の九十三の四において「個別課税対象金額」という。）に相当する金額は、当該特殊関係株主等である連結法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了日の翌日から二月を経過する日を含む当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第二款 特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例

（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人の個別課税対象金額等の益金算入）

第六十八条の九十三の二 特殊関係株主等（特定株主等に該当する者並びにこれらの者と政令で定める特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この款において同じ。）と特殊関係内国法人との間に特定関係（当該特殊関係株主等が当該特殊関係内国法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この項及び第四項において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の八十以上の数又は金額の株式等（株式又は出資をいう。以下この項及び第四項において同じ。）を直接に有する関係として政令で定める関係をいう。）がある場合において、当該特殊関係株主等と特殊関係内国法人との間に発行済株式等の保有を通じて介在するものとして政令で定める外国法人（以下この条において「外国関係法人」という。）のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対応して課される税の負担が本邦における法人の所得に対応して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係法人に該当するもの（以下この条及び次条において「特定外国法人」という。）が、平成十九年十月一日以後に開始する各事業年度において適用対象金額を有するときは、その適用対象金額のうち当該特殊関係株主等である連結法人の有する当該特定外国法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権（第六十六条の九の二第一項に規定する請求権をいう。第四項において同じ。）の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（以下この款において「個別課税対象金額」という。）に相当する金額は、当該特殊関係株主等である連結法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了日の翌日から二月を経過する日を含む当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 この款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 省略

一・二 同上

三 特定外国関係法人 次に掲げる外国関係法人をいう。

イ 次のいずれにも該当しない外国関係法人

(1) その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場

その他の固定施設を有している外国関係法人

(2) その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（以下この項第六項及び第八項において「本店所在地国」という。）においてその他の固定施設を有している外国関係法人

、第六項及び第八項において「本店所在地国」という。）においてその他の固定施設を有している外国関係法人

その総資産の額として政令で定める金額（口において「総資産額」としてその事業の管理、支配及び運営を自ら行つてゐる外国関係法人の総資産の額として政令で定める金額（口において「総資産額」という。）に對する第六項第一号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合（第七号中「外国関係法人（特定外国関係法人に該当するものを除く。）」とあるのを「外国関係法人」として同号及び第八号の規定を適用した場合に外国金融関係法人に該当することとなる外国関係法人にあつては、総資産額に対する第八項第一号に掲げる金額に相当する金額又は同項第二号から第四号までに掲げる金額に相当する金額の合計額のうちいづれか多い金額の割合）が百分の三十を超える外国関係法人（総資産額に対する有価証券（法人税法第二条第二十一号に規定する有価証券をいう。第六項において同じ。）、貸付金その他政令で定める資産の額の合計額として政令で定める金額の割合が百分の五十を超える外国関係法人に限る。）

ハ 第六十六条の九の二第二項第三号ハに掲げる外国関係法人

四 対象外国関係法人 次に掲げる要件のいずれかに該当しない外国関係法人（特定外国関係法人に該当するものを除く。）をいう。

イ 株式等若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを持む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものでないこと。